

ユアサイドニュース 4月号

3月から健康保険が、4月から雇用保険の料率に変更されます。4月の給与計算の際は、ご注意ください。

◆協会けんぽ健康保険料率について

- ・東京都 全体 10.00% (労使折半 5%) 従前 9.81%から↑
- ・神奈川県 全体 10.02% (労使折半 5.01%) 従前 9.85%から↑
- ・愛知県 全体 10.01% (労使折半 5.005%) 従前 9.93%から↑
- ・大阪府 全体 10.29% (労使折半 5.145%) 従前 10.22%から↑

上記以外の都道府県については、協会けんぽの『令和5年度保険料額表』をご覧ください。

*参照：<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r5/230206/>

◆協会けんぽ介護保険料率について

- ・令和5年度 1.82% (労使折半 0.91%) 従前 1.64%から↑
*全国一律

◆雇用保険料率について

- ・一般の事業 1.55% 本人負担分 0.6% (建設業除く)
- ・建設業 1.85% 本人負担分 0.7%

健康保険組合についても同様の形なっておりますので、企業様が加入しております組合の保険料率についても念のためご確認下さい。(業務をお預かりしております会社さまにつきましては、別途、ユアサイドより各人保険料のご連絡をいたします)。